

今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会 開催要綱

1 趣旨

平成16年9月に厚生労働省精神保健福祉対策本部が提示した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」（以下「ビジョン」という。）においては、「国民意識の変革」、「精神医療体系の再編」、「地域生活支援体系の再編」、「精神保健医療福祉施策の基盤強化」の柱を掲げ、受入条件が整えば退院可能な者約7万人について、立ち後れた精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化の推進により、10年後の解消を図ることとしている。このビジョンに基づき、これまで、障害者自立支援法の制定や累次の診療報酬改定など、精神保健医療福祉に関する施策が実施されてきたところである。

ビジョンは、概ね10年間の精神保健医療福祉の見直しに係る具体的方向性を明らかにした上で、「今後10年を5年ごとの第一期と第二期に区分し、第一期における改革の成果を評価しつつ、第二期における具体的な施策群を定める」としており、平成21年9月の中間点において、後期5年間の重点施策群の策定が必要となっている。

本検討会においては、精神保健医療福祉を取り巻く環境の変化等を踏まえ、ビジョンに基づくこれまでの改革の成果を検証するとともに、入院患者の地域生活への移行の支援のための方策や、病床機能をはじめとする精神医療の機能分化の一層の推進のための方策など、今後の精神保健医療福祉のあり方等について、客観的なデータに基づいた検討を行う。

2 検討事項

- (1) 地域生活支援体制の充実
- (2) 精神保健医療体系の再構築
- (3) 精神疾患に関する理解の深化
- (4) その他

3 構成等

- (1) 検討会は上記検討事項に関連する学識経験者等のうちから、社会・援護局障害保健福祉部長が参集を求める者をもって構成する。
- (2) 検討会に座長をおき、検討メンバーの互選によってこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。

4 検討会

- (1) 検討会は座長が必要に応じて招集するものとする。
- (2) 座長は必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。
- (3) 必要に応じて分科会又は作業チームを開催することができる。

5 その他

検討会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が行う。